

エアコンディショナーの製造業者等の判断の基準となるべき事項

(沿革) 平成27年4月1日経済産業省告示第50号(制定)

平成31年1月16日経済産業省告示第17号(一部)

令和3年9月27日経済産業省告示第206号(一部)

令和5年3月31日経済産業省告示第37号(一部)

第一 環境影響度の目標値及び目標年度

1 家庭用エアコンディショナー

経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則(平成27年経済産業省令第29号。以下「規則」という。)第3条に規定する家庭用エアコンディショナー(以下単に「家庭用エアコンディショナー」という。)の製造業者等(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号。以下「法」という。)第2条第7項に規定する者をいう。以下同じ。)は、次の表の左欄に掲げる区分ごとに、目標年度(次の表の右欄に掲げる年の4月1日から翌年3月31日までをいう。)以降の各年度において国内向けに出荷する製品に使用されたフロン類及びフロン類代替物質(以下「フロン類等」という。)の環境影響度(地球温暖化への影響の程度であって、フロン類等の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき経済産業大臣が定める係数(平成27年経済産業省告示第54号)で表されたものをいう。以下同じ。)の低減について、環境影響度を製造業者等ごとの出荷台数で加重平均した値が、次の表の中欄に掲げる値を上回らないようにすること。

区分	環境影響度の目標値	目標年度
家庭用エアコンディショナー	750	2018

2 店舗・事務所用エアコンディショナー

規則第3条に規定する店舗・事務所用エアコンディショナー(以下単に「店舗・事務所用エアコンディショナー」という。)

の製造業者等は、次の表の左欄に掲げる区分ごとに、目標年度（次の表の右欄に掲げる年の4月1日から翌年3月31日までをいう。）以降の各年度において国内向けに出荷する製品のフロン類等の環境影響度の低減について、環境影響度を製造業者等ごとの出荷台数で加重平均した値が、次の表の中欄に掲げる値を上回らないようにすること。

区分	環境影響度の目標値	目標年度
店舗・事務所用 エアコンディショナー	一 一日の冷凍能力（高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五条第三項の規定に基づき算定されたものをいう。以下同じ。）が三トン未満のもの（第四号から第七号までに掲げるものを除く。）	750 2020
	二 一日の冷凍能力が三トン以上のもの（次号から第七号までに掲げるものを除く。）	750 2023
	三 中央方式エアコンディショナー（規則第三条の表一の備考第一号に規定する中央方式エアコンディショナーをいう。以下この表において同じ。）のうち、遠心式の圧縮機を用いるもの	100 2025
	四 中央方式エアコンディショナーのうち、遠心式の圧縮機を用いるもの以外のもの	750 2027
	五 ビル用マルチエアコンディショナー（規則第三条の表一の備考第二号に規定するビル用マルチエアコンディショナーをいう。）	750 2025
	六 設備用エアコンディショナー（規則第三条の表一の備考第三号に規定する設備用エアコンディショナーをいう。）	750 2027

	七 ガスエンジンヒートポンプエアコンディショナー（規則第三条の表一の備考第四号に規定するガスエンジンヒートポンプエアコンディショナーをいう。）	750	2027
--	---	-----	------

3 自動車用エアコンディショナー

規則第3条に規定する自動車用エアコンディショナー（以下単に「自動車用エアコンディショナー」という。）の製造業者等は、次の表の左欄に掲げる区分ごとに、目標年度（次の表の右欄に掲げる年の4月1日から翌年3月31日までをいう。）以降の各年度において国内向けに出荷する製品のフロン類等の環境影響度の低減について、環境影響度を製造業者等ごとの出荷台数で加重平均した値が、次の表の中欄に掲げる値を上回らないようにすること。

区分		環境影響度の目標値	目標年度
自動車用エアコンディショナー	一 第二種特定製品のうち、次号に掲げるもの及び特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第二条第一項第二号に規定する特定特殊自動車に搭載されたもの以外のもの	150	2023
	二 第二種特定製品のうち、乗合自動車（人の運送の用に供する乗車定員十一人以上の自動車をいう。）、貨物自動車（貨物の運送の用に供する自動車をいう。）に搭載されたもの	150	2029

第二 指定製品の製造業者等が取り組むべき事項について

- 1 エアコンディショナー（指定製品であるものに限る。第二2及び3において同じ。）の製造業者等は、フロン類の製造業者やフロン類使用製品の管理者と連携し、安全性、経済性、健康影響等に配慮しつつ、フロン類を使用しない製品や環境影響度の低い冷媒等を用いた製品の開発及び商品化に努めるものとする。また、オゾン層の破壊をもたらさず、かつ、地球温暖化に深刻な影響をもたらさないこと（ノンフロン・低GWP化）を達成した製品群については、その状態を維持するものとする。さらに、開発した製品の安全性等の関連情報の収集・提供等に努めるものとする。

- 2 エアコンディショナーの製造業者等は、製品の設計及び製造等に当たっては、施工事業者等とも連携し、フロン類の充填量の低減、一層の漏えい防止、回収のしやすさ等に配慮するとともに、これらの情報を開示し、消費者の商品選択の際の参考情報として活用できるよう努めるものとする。
- 3 エアコンディショナーの製造業者等は、施工事業者等とも連携し、エアコンディショナーの管理者や消費者にもフロン類使用製品に係る使用の合理化や管理の適正化への取組の必要性について容易に理解が可能な表示の充実に努めるものとする。

第三 表示事項等

次の表の第1欄に掲げる製品の製造業者等は、同表の第1欄に掲げる製品の区分ごとに、次の事項を表示するものとする。

製品の区分	本体への表示事項	カタログへの表示事項	その他遵守事項
家庭用エアコンディショナー	① 使用するフロン類等の種類、数量及び環境影響度 ② 品名及び形名 ③ 製造業者等の氏名又は名称	・ 本体への表示事項 ・ 目標値及び目標年度	・ フロン類等の数量は、キログラム単位で表示すること（ただし、当該製品に使用されたフロン類等の数量が1キログラム未満の場合は、グラム単位で表示することができる。）
店舗・事務所用エアコンディショナー	① 使用するフロン類等の種類、数量及び環境影響度（法第87条に基づき当該事項に関して表示を行っている場合を除く。） ② 品名及び形名 ③ 製造業者等の氏名又は名称	・ 本体への表示事項 ・ 目標値及び目標年度	・ フロン類等の数量は、キログラム単位で表示すること（ただし、当該製品に使用されたフロン類等の数量が1キログラム未満の場合は、グラム単位で表示することができる。）

自動車用エアコンディショナー	① 使用するフロン類等の種類、数量及び環境影響度（法第87条に基づき当該事項に関して表示を行っている場合を除く。） ② 当該製品が搭載される乗用自動車、乗合自動車又は貨物自動車の製造業者等の氏名又は名称	・ 本体への表示事項 ・ 当該製品が搭載される乗用自動車、乗合自動車又は貨物自動車の車名及び型式 ・ 目標値及び目標年度	・ フロン類等の数量の単位は、グラム単位で表示すること
----------------	--	--	-----------------------------

附則（平成27年4月1日経済産業省告示第50号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第三の規定は、平成27年10月1日から施行する。

附則（平成31年1月16日経済産業省告示第17号）

この告示は、公布の日から施行する。ただし、平成31年10月1日までは、改正前の製品の区分ごとに、第三の表に掲げる事項を表示できるものとする。

附則（令和3年9月27日経済産業省告示第206号）

この告示は、令和4年3月27日から施行する。

附則（令和5年3月31日経済産業省告示第37号）

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第三の規定は、同年10月1日から施行する。